入　札　公　告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第１項の規定に基づき、一般競争入札を次のとおり行いますので、島根県会計規則（昭和３９年３月３１日島根県規則第２２号。以下「会計規則」という。）第６０条に基づき公告します。

令和８年１１月２６日

島根県西部農林水産振興センター所長　角森　章子

１　入札に付する事項

(1)　件 名

令和８年度仁万漁港区域内工事掘削土（浚渫砂）売却（その２）

(2)　入札案件の仕様等

入札説明書及び仁万漁港区域内工事掘削土(浚渫砂)売却（その２）に係る仕様書のとおり

(3)　引渡期間

契約日から令和９年２月２２日（月）限り

(4)　引渡場所

大田市仁摩町（仁万漁港区域内）

(5)　入札方法

ア　入札は、掘削土１立方メートルあたりの単価について行うものとする。

イ　入札者は、工事掘削土引渡にかかる一切の諸経費を含めた金額を見積もり、引渡数量を考慮して入札金額を予定しておくこと。

ウ　入札書には、消費税等の課税、免税事業者の別を問わず、掘削土１立方メートルあたりの契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を記載すること。

エ　契約金額は、落札された金額に引渡数量を乗じ、当該金額の１０パーセントに相当する金額を加算した金額とする。

２　入札に参加する者に必要な資格

次の（１）から（４）までのすべての項目に該当することが必要である。

(1)　県が管理する漁港区域内の工事における掘削土の売却に係る競争入札参加資格審査要綱（平成２１年島根県告示第 685 号）第５条の規定により、仁万漁港区域内工事掘削土売却競争入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

(2)　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(3)　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4)　公告の日から入札日の間において、島根県の指名停止を受けていない者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札説明書の問合せ先

〒697-0041 島根県浜田市片庭町 254 番地　浜田合同庁舎３階

島根県西部農林水産振興センター　総務企画部　総務課

電　話　0855-29-5588

ＦＡＸ　0855-29-5591

⑵　入札説明書の交付期間及び交付方法

令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月８日（火）までの間、島根県ホームページからダウンロードして入手すること。

⑶　入札説明会

入札説明会は行わない。

⑷　入札及び開札の日時及び場所

ア　日　時　令和８年１２月８日（火）午前１１時００分

イ　場　所　島根県浜田市片庭町 254 番地

浜田合同庁舎５階　５０１会議室

ウ　開　札　即時

エ　その他　郵便による入札は認めない。

４　その他

⑴　契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

島根県会計規則第６１条の２第３号の規定に基づき、免除する。

⑶　契約保証金

落札者は、契約締結時までに契約金額の１００分の１０以上を納付すること。

⑷　入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県会計規則第６３条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否

要する。

⑹　落札者の決定

島根県会計規則第６２条の規定に基づき定められた予定価格以上で、最高価格をもって有効な入札をした者とする。

⑺　電子契約

本案件は電子契約の対象となる。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約利用申出書」を提出すること。

⑻　開札条件

本案件は、国庫補助事業に係る取得財産処分承認が得られない場合は、開札を延期する。なお、開札を延期する場合は延期理由及び延期後の開札日を公告し入札参加者に通知する。

(9)　その他

詳細は入札説明書による。